

新中崎分署建設にかかる公開質問書

中崎緑地の松林を守る会
事務局連絡先 明石市太寺4丁目9-17
E-mail : nakasaki.ryokuchi@gmail.com

10月30日の意見交換会では、時間が足りなくて質問できなかった事項および市側の回答に不足や疑義があった事項について、質問事項を提出します。

1. 救急車両・消防車両の出動経路等の実態等

- (1) 現中崎分署においては、国道28号線が渋滞している時、救急車両は市庁舎アンダーパスを出動経路として使用しているのか、いないのか、実態を説明してください。
- (2) 現中崎分署においては、救急・消火活動後の入庫の場合には、国道28号線だけを救急車両・消防車両の経路に限定しているのか、いないのか、実態を説明してください。
- (3) 新中崎分署においては、国道28号線の渋滞時のリスク対策として、また、国道28号線が交通事故または津波・高潮被害等によって通行不能になった場合の対策として、複数の出動経路を確保することを必要としない理由を説明してください。

2. 南海トラフ地震の津波による車両の浸水被害対策

- (1) 津波の避難指示が出た時、国道2号線・28号線及びその他の道路の大渋滞が想定されます。新中崎分署を中崎緑地に建設した場合、津波被害を避けるために救急車両・消防車両がこれらの道路を移動することは困難になります。新中崎分署を西庁舎跡地に設置すれば、同一敷地内の立体駐車場の2階に、救急車両・消防車両を短時間のうちに退避させることができます。リスクマネジメントとして、中崎緑地よりもはるかに合理的な西庁舎跡地を建設地として何故選択しないのか、その理由の説明を説明してください。

3. 車両の転回スペース

- (1) 建設基本計画26ページ1階平面図に「車両転回スペース7m」と記載しています。車長11mの大型車両の前後の展開が、この7mの範囲内で可能なのか説明してください。
- (2) 複数台の車両が出動する場合、あるいは、大型車両が入出庫する場合、新中崎分署前の国道28号線の通行制限時間はどれぐらいの長さを見込んでいるのか。説明してください。

4. 新中崎分署棟の高さ及び配置図

- (1) 建設基本計画には、新中崎分署棟の高さの記載がありません。また、イラストのような配置図が掲載されていますが、道路境界や隣接する建物と新中崎分署棟との距離が分かる配置図が掲載されていません。この2つが記載・掲載されていない理由を説明してください。
- (2) 建設基本計画には、新中崎分署の建設のための土地造成は、都市計画法に定める開発行為に該当するか否かの記載がありません。兵庫県との協議のスケジュールも記載されていません。このような重要事項を記載していない理由を説明してください。

5. 西庁舎跡地への新中崎分署棟の建設

- (1) 市行政は、西庁舎跡地の敷地に新中崎分署を建設できない理由として、敷地面積の不足を挙げています。最初から西庁舎跡地が新中崎分署棟の建設予定地であった場合でも、その設計が不可能だったのでしょうか。不可能とする理由を説明してください。
- (2) 中心市街地では、ビルとビル間の土地に、新たなビルが両方のビルに非常に近接して建設されています。建設工事期間中も、それほど広い工事用のスペースは確保されていません。そのような実態があるにもかかわらず、市行政は、新消防庁舎の建設には仮設の消防庁舎を設置して、現在の消防庁舎を除却しないと新消防庁舎の建設が出来ないとしています。建設できない理由を説明してください。また、そのような説明で市民の理解得ることが可能と判断した根拠を説明してください。

- (3) 新中崎分署を西庁舎跡地に設置した場合には、国道 28 号線の走行が不能になった場合にも、国道 28 号線を走行しないアンダーパスルート及び国道 28 号線を横切るだけの中崎小学校前ルート等が確保できます。一方、中崎緑地に新中崎分署を設置した場合は、そのような複数のルートが確保できません。そこで、国道 28 号線が走行不能になったとしても、新中崎分署には複数のルートを確認する必要がないとする根拠について説明してください。
- (4) 兵庫県は、明石港東外港地区の再開発地区内に県立の公共施設は設けない方針を明らかにしています。県立の公共施設のない敷地内に県立の立体駐車場を設けるには公的な目的が必要になります。兵庫県が、民間の営利事業を支援するために立体駐車場を建設した例はないものと思われます。また、令和 3 年 7 月に県が実施したサウンディング型市場調査(第 3 回)において、マンションの需用は高く敷地は全て売却することを望んでいること、文化施設を民間で建設することは難しいこと、ホテルは採算性が低いため誘致は難しいこと、飲食、物販及びレジャー施設は検討中であることが明らかになっています。
- 以上のような状況を踏まえて、明石市と兵庫県との間で、県立の立体駐車場設置の確約があるのかどうか説明してください。

6. 新中崎分署と新市庁舎

- (1) 明石らしさを表現する新市庁舎のメーンの完成予想図は、新市庁舎北面を描いています。新中崎分署の北側にある中崎緑地の市道上から、新市庁舎北面の何階以上が見えるのか、まったく見えないのか、又、新庁舎の東西の全景が見える位置は、新中崎分署の真後ろから、当該市道を西へ何メートル進んだ所なのか、説明してください。
- (2) 壁のような新中崎分署が建っているために、新市庁舎から中崎緑地の北側の樹木が見えるのは、新市庁舎の何階以上の階なのか、説明してください。
- (3) 明石市新庁舎コンセプト「まちと海をつなげる庁舎」となっています。しかし、まちと海の間には新中崎分署が立ち塞がっています。したがって、このコンセプトの「まちとつながる庁舎」とは虚偽ではないかと思われます。市民が理解できる説明をしてください。
- (4) 明石市新庁舎コンセプト「まちと海をつなげる庁舎」は、新市庁舎内の出入口の動線が南北を貫いていて、市庁舎内の窓から南に海が見えることに限定されたコンセプトなのか、新中崎分署の周辺を含むコンセプトなのか、その範囲について丁寧な説明をしてください。
- (5) 多くの都市においては、良質な街の形成のために、公共施設の建設に際しては積極的に緑地を採り入れたランドスケープを大切にしています。折角、50 年かけて体積が大きくなった樹木が生えている緑地を除去するというのは、愚挙としか言えません。新市庁舎建設基本計画や基本設計において、ランドスケープが示されたことはありません。
- これまで、ランドスケープを示してこなかった理由を説明してください。
- (6) 第 1 回有識者会議議事要旨に、会長のまとめの発言として、次の文言が記載されています。「**他の施設**や駐車場も含めた**周辺環境**、海との関係もあわせて、どういう利用の仕方を考えていくのか、さらに、将来に向けての発展の可能性について、出来あがった建物をより良く使っていくことや**外側の施設**との関係性をより良く作っていくことなど、成長する利用の仕方も含めてもう少し議論が必要ではないか。」
- そこで、そこに記載する**他の施設**、**周辺環境**及び**外側の施設**が何であるかはさておき、会長は、新市庁舎の北側の道路向かいの樹木を伐採し緑地を除去して、そこに、東西 41m、高さ 15m 程度の建物が建つことを知らないで発言されているものと思います。
- この有識者会議において、市行政は、新市庁舎のランドスケープの一つとなる新中崎分署建設についての情報をいっさい提供していません。何故、有識者に対しても重要な情報を提供しなかったのか、その理由を説明してください。

7. 都市計画審議会での説明の内容

- (1) 都市計画審議会において、市行政は、新中崎分署の建設予定地は、事業実施の予定がないことを理由として都市施設から除外する市の方針を説明しています。
- 市街地においては、緑地であることを持続させるのが緑地の事業であると言えます。緑地の保全是、地球温暖化対策としての二酸化炭素の吸収及びヒートアイランド現象の緩和並びに市民の心身の健康の維持増進という大きな意義のある事業です。また、震災時においては、

災害発生時における避難及び支援活動の場所及び火災の延焼防止という役割が緑地にはあります。市街地の緑地の役割は、阪神・淡路大震災の時に長田区で発生した火災で実証されています。

そこで、都市局が考える市街地の緑地における事業とは何かについて説明してください。

- (2) 説明会で配布された資料では、中崎遊園地の都市計画面積は4.1ha、供用面積は0.9ha、未供用面積は3.2haとなっています。新中崎分署建設予定地は、供用面積に該当していたのか、又は、未供用面積に該当していたのか、説明してください。加えて、都市局が使用している市街地における緑地の供用・未供用の定義を説明してください。
- (3) 都市計画審議会が中崎緑地の一部を公園区域から削除するための審議であるので、当該公園区域から削除した後の用地の用途に関する情報を提供しなかったと、都市局は説明しています。それであれば、都市局は、同様なすべての案件の審議においても、都市計画審議会に対して、都市施設から削除後の用地の用途に関する情報は一切提供していないのか、委員からの質問があっても答えていないのか、その実態について説明してください。

8. 明石市が行う開発行為

- (1) 新中崎分署設置のために土地の区画性質の変更をする行為は、開発行為に該当します。明石市が行う開発行為は、兵庫県との協議の成立をもって、開発の許可があったものと見做されます。この場合の協議は、兵庫県開発要綱に定める開発許可基準に基づいて行います。一方、明石市内で民間事業者が開発行為を行う場合、明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例に定める許可基準を満たすことが許可の条件になります。新中崎分署の敷地の造成に関して、明石市は、明石市の条例に定める基準に適合する開発行為を予定しているのか、あるいは、兵庫県の要綱に定める基準に適合する開発行為を予定しているのか、その予定について説明してください。
- (2) 明石市の開発条例第12条では、「事業者は、明石市都市景観条例の趣旨にのっとり、良好な都市景観を保全し、育成し、又は創造するよう努めなければならない。」と定めています。新中崎分署建設は、良好な都市景観を保全する開発行為ではなく、明らかに、良好な都市景観を破壊する開発行為です。市長は、事業者が行う開発行為に対する許可権を持つ者として、事業者以上に、市長自ら明石市の開発行為を厳格に律する責務があります。市長の考え方を説明してください。

9. 緑地協定推進拠点

明石市緑の基本計画において、中崎緑地は「緑地協定推進拠点」となっています。しかも、市内唯一の拠点です。中崎緑地に所有地をもっている明石市は、当該協定を推進する当事者に含まれているのか否かについて説明してください。含まれているのであれば、その事実を都市計画審議会において説明しなかった理由を説明してください。また、この緑地推進拠点の方針は現在も継続しているのか、継続していないのか、説明してください。

10. 市民参画手続

- (1) 市民参画条例第6条（市民参画手続の実施等）は、次のように定めています。

市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続(市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。)を実施するものとする。

中崎緑地の大量の樹木を除去すること、新中崎分署を渋滞が頻発する国道28号線に面してに設置すること、新中崎分署の存在が138億円を投入する新市庁舎のランドスケープを損なうこと、いずれも市民の関心と市民に与える影響が大きいものと判断します。新中崎分署建設は当該第6条第1項に該当するか否かについて、市行政の判断を説明してください。
- (2) この度の説明会において、市行政職員は「説明させていただきました」「市民のご意見をいただきました」と繰り返し発言していましたが、この度の説明会は、市民参画条例に定める意見交換会手続に該当するか否かについて、市行政の判断を説明してください。

また、意見交換手続は、市政への市民参画が目的である以上、単なる意見の提供と聴取の場ではない筈です。「意見交換」の用語の定義について市行政の理解を説明してください。

- (3) 明石市ホームページ・市政情報・市民参画のページには、ワークショップ、意見公募手続、公聴会手続は記載されていますが、何故か、意見交換会手続は記載されていません。加えて、今回の説明会の案内と意見交換会手続のページはリンクしていません。これらの理由を説明してください。
- (4) この度の説明会は、開催を案内するに際して、新中崎分署の建設にかかる敷地及び建築図面並びに建設スケジュール等という情報を公表した上で、市民参画条例に基づいた意見交換会手続として実施されたのか、実施されていないのか、説明してください。
- (5) 新中崎分署建設の説明を今年の3月に二元代表の一方である市議会に対して実施していますが、市議会に対する説明は、市民に対する説明でもあります。このように、非常に遅い時期に至るまで市議会に説明していなかった理由を説明してください。

11. 都市のインフラとしての緑地

- (1) 中崎緑地を含めて都市のインフラとしての緑地の必要性については、個々の市民によって認識の違いが生じるのは当然です。その場合、その必要性は、市長、市職員及び市組織の認識に全て任されていると考えているのか、それとも、地方自治体である明石市は、市民参画手続を実施して市民の意向を把握に努めた上で判断すべきと考えているのか、市行政の考えを市民に対して明確に示すべきです。加えて、明石市における都市のインフラとしての緑地の必要性について意思決定した文書を公表してください。

12. 市民の意向調査の実施

- (1) 新市庁舎の北側の風景を壁のように遮断する新中崎分署の設置、50年を経て樹木が生えている緑地の除去、国道28号線の北側沿いのグリーンベルトの損壊、地球温暖化防止に対する考え方、交通渋滞による影響が避けられない場所への新中崎分署を設置等について、市民の意見は、賛成、容認又は反対と様々であることは当然に想定されます。そのような状況の中で、市政の主役でもない市行政の意向のみに基づいて、これらの課題を決着するのは不合理です。この不合理を解決するためには、例えば、全市域の1,000人及び中崎小学校区1,000人の市民を無作為抽出して、これらの市民の意向調査を実施して、それらの結果を参考にし、是非を判断するほかに方法がありません。

市民参画条例第7条（市民参画手法）及び同条第7号は次のように定めています。

市民参画手続の手法(以下「市民参画手法」という。)は、次のとおりとする。

- (7) その他の市民参画手法（市長等が実施する市民参画手続の手法であって前各号に掲げるもの以外のものをいう。）

この規定を適用して、新中崎分署建設という課題に対する市民の意向調査を実地することが、自治基本条例及び市民参画条例の理念に合致することになります。市民の意向調査の実施について、市行政の考えを説明してください。

13. 意見交換会手続の再度の実施

- (1) 市民参画条例第14条（意見交換会手続）は次のように定めています。
市長等は、意見交換会手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 意見交換会の議題及びこれに関連する資料

10月30日に実施された意見交換会手続を案内する10月16日のホームページには、意見交換会の**議題に関連する資料**が公表されていません。したがって、今回実施された意見交換会手続は、市民参画条例第14条第1号に違反しています。

市行政は、意見交換会の当日に、議題に関連する資料を当然のように配布していますが、この現状は、市行政が第14条第1号において「**関連する資料の事前の公表**」を市長等に義務付けている意味を全く理解できていないことを表しています。**このような条例違反の状況**に対する市長の考えを説明してください。加えて、今後改めて、市民参画条例を遵守した意見交換会手続を実施する意思が市長にあるのか否かについて、説明してください。

以上